

南相馬市における 固定資産評価額の無い土地 に関する取扱いのお知らせ

土地の評価額に基づいて登録免許税を算定する登記については、事前に「固定資産税課税明細書」、「評価額証明書」等に記載された評価額により、不動産価格を算定の上、申請されているところですが、「固定資産税課税明細書」、「評価額証明書」等に評価額が記載されていない南相馬市内の土地については、令和3年1月4日から、相馬支局の不動産登記申請窓口において、登記を申請される登記名義人の方に「不動産価格情報照会書」をお渡ししますので、お申し出ください。

登記を申請される際は、不動産価格情報照会書に算定基礎となる1㎡当たりの価格を記載したものを交付しますので、この価格に基づいて登録免許税を算定し、申請書に添付していただくことになります。

なお、ご不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

令和3年1月

福島地方法務局相馬支局
Tel 0244-36-3414 (登記係)